

大通達甲（生企）第11号
令和6年5月22日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）

本県における犯罪情勢は、平成15年に刑法犯認知件数が1万7,362件を記録し、県民が強い不安感を抱くなど、治安情勢が危険水域に達したことから、行政と県民が一体となった総合的な犯罪対策を推進してきた結果、刑法犯認知件数は一貫して減少し、令和4年には過去最少となったものの、令和5年は増加に転じ、令和4年の刑法犯認知件数を大きく上回った。

また、近年、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等の人身安全関連事案、女性や子供を対象とした事件、声掛け事案、特殊詐欺、サイバー犯罪等の刑法犯認知件数だけでは計れない治安事象が生じており、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況にある。

このように、当県の社会情勢等が大きく変化している中、警察としては、警戒の空白が生じることを防ぎ、県民に不安を与える身近な犯罪の抑止に向け、犯罪の取締り、街頭での警戒活動等の警察が主体となった取組と、地域住民や自治体等の関係機関・団体等と連携した取組をより一層推進する必要がある。

以上のことから、各所属にあっては、下記基本事項に留意の上、各地域における犯罪情勢を的確に分析した上で、その実情に応じて、関係機関・団体等と協働した犯罪防止に向けた取組を推進されたい。

なお、「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について」（令和元年11月28日付け大通達甲（生企）第14号）は、廃止する。

記

1 的確な犯罪情勢分析の実施

効果的な犯罪防止に向けた取組を行うには、犯罪発生状況とその背景にある課題を明らかにすることが不可欠であることから、各所属にあっては、各地域における犯罪情勢を的確に分析した上で、より効果的な取組を検討すること。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

犯罪の起きにくい社会を実現するためには、自治体を始めとする関係機関、地区防犯協会、自治会等の地縁団体、地域住民、事業者等と警察との重層的なネットワークを形成し、各地域、各分野等において防犯意識等を根付かせることにより、地域住民、関係機関・団体等による自主防犯活動を促進するとともに、「安全・安心まちづくり」への取組を活性化することが重要である。

警察においては、このような犯罪の起きにくい社会を実現するための強固な基盤を作るため、関係機関・団体等との幅広い信頼関係の構築、多様な防犯ネットワークの整備・活性化等を持続的に講じていくことが必要である。

3 自主防犯活動の促進

各所属においては、自主防犯活動を促進するため、これまでも関係機関・団体等と協働した各種取組を行っているところであるが、より効果的な促進を図るため、地域における自主防犯活動の実態を把握した上で、次に掲げる取組を重点的に推進すること。

なお、取組を行う上での視点として、地域住民や事業者自らがその地域の安全を守るといった自主的な防犯活動の取組が活性化し、浸透していくよう、地域住民等の意識と理解を深めていくこと。

(1) 持続可能な自主防犯活動に向けた支援

かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化しつつある中で、各地域の自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化や次世代への承継が困難な状況も見られることを踏まえ、警察においては、自主防犯活動が持続可能なものとなるよう、防犯ボランティア団体が抱える個々の課題の解決に向けた支援や活動に資する環境づくりに対する支援を行うこと。

特に、財政的な支援については、自治体と緊密に連携した関連予算の確保に努め、自主防犯活動に参加する人材の確保については、幅広い世代への働き掛けや日常生活を通じた負担の少ない活動の提案など多様な層や多様な活動への働き掛けに努めること。

(2) 地域住民等に対する防犯情報の提供

地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民の個々の積極的な防犯行動を促進するため、地域住民等に対し、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報を適時適切に提供すること。

なお、防犯情報の提供に当たっては、時宜を得た訴求力のある情報提供を行うとともに、提供する情報の内容や受け手の特性等に鑑み、多様な媒体を有効に用いるなどして、確実に受け手に必要な情報が届くよう努めること。

(3) 事業者等への防犯対策に関する助言・指導

犯罪の標的とされやすい銀行、コンビニエンスストア、貴金属店、商業施設、公共施設、インフラ等については、事業者及び管理者に対し、業種や業態の特色に応じた防犯情報を適時適切に提供するとともに、犯罪発生状況の提供、防犯訓練の実施、センサーや防犯カメラ、ICタグ等の防犯機器の普及等に努めるなど、事業所等の防犯対策について助言・指導を行うこと。

また、自動車、自動販売機等の犯罪被害の対象となりやすい製品の製造を行う事業者団体等と犯罪の手口、実態等の情報を共有し、防犯性能の高い製品の開発を図るよう働き掛けるとともに、利用者に対して防犯性能の高い製品や部品の使用等について広報啓発を行うこと。

(4) 女性、子供及び高齢者を守るための施策

子供の生命又は身体を害する犯罪、女性に対する性的な犯罪及び高齢者層を対象とした犯罪は、被害者等の心身や財産への影響はもちろんのこと、県民に対して治安に係る著しい不安を与えることに鑑み、この種の犯罪の未然防止を図るために、関係機関・団体等と当該地域の犯罪発生状況に関する情報や治安上の課題を共有し、課題の解決に向けた対策を講ずること。

4 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の防止を図るには、道路、公園等の公共施設や設備等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことが不可欠である。

しかしながら、街の環境設計を行うためには、各種社会インフラの整備、建物や施設の構造変更等を必要とすることから、自治体を始めとする地域社会全体の取組として推進していくものとする。

5 犯罪防止計画の策定等

生活安全部生活安全企画課長は、全国的な犯罪情勢を勘案し、生活安全部生活安全企画課が主導してその防止を行う種類の犯罪（以下「本部重点犯罪」という。）を定め、本部重点犯罪の犯罪防止計画（以下「本部犯罪防止計画」という。）を策定するものとする。本部重点犯罪は、県境において続発している犯罪や関係する警察本部の部門及び警察署が連携して広域的な防止活動を行うことが必要と認められる種類の犯罪、県下で多発する身近な街頭犯罪などを定めるものとし、本部犯罪防止計画は、警察本部の各部門及び関係する警察署がそれぞれ推進すべき事項を定めるものとする。

また、警察署は、警察本部の各部門の支援を受け、その管轄区域ごとに重点的に防止すべき種類の犯罪（以下「署重点犯罪」という。）を定め、署重点犯罪の犯罪防止計画（以下「署犯罪防止計画」という。）を策定するものとする。署重点犯罪は、警察本部の各部門から提供された犯罪に関する情報のほか、警察署が相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報を分析し、地域住民等の安全・安心を脅かしていると認められる種類の犯罪を定めるものとし、署犯罪防止計画においては、警察署の管轄区域はもとより、必要に応じて交番・駐在所に係る区域ごとに重点的に推進すべき事項を定めるものとする。

なお、本部犯罪防止計画及び署犯罪防止計画の策定に当たっては、地域住民等との連携協働による総合的な犯罪防止対策に配慮するとともに、一定期間経過後にその検証及び効果測定を行うなど、臨機応変な見直しを図ること。

6 その他

(1) 自治体との協働

自治体と協働する場合には、防犯に関する事務が、地方自治法（昭和22年法律第67号）や条例により、自治体の行政事務と認識されていることを踏まえた上で、自治体が主体的かつ継続的に取組を行うよう働き掛けるとともに、地域の防犯上の課題等を踏まえた所要の情報提供、支援等を行うよう努めること。

(2) 関係部門との連携

犯罪防止に向けた取組を行うに当たっては、働き掛ける対象が重複する他部門と共同した取組の推進、新たな対策を必要とする犯罪手口の実態について捜査部門との情報共有など、関係部門と連携した取組に留意すること。

(3) 人材育成の推進等

犯罪情勢を的確に分析し、効果的な犯罪防止に向けた取組を推進していくためには、分析や対策の企画立案、外部有識者との協働等を着実にを行うことのできる人材が不可欠であることから、学校教養等の機会を有効活用するなどして、計画的な人材育成を推進するとともに、適切な人事配置を行うこと。

(4) 積極的な表彰・賞揚

犯罪防止の取組に係る効果的な施策については、積極的な表彰・賞揚の措置を検討すること。

(生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係)